

中心市街地に家を建てる方、新たに
住み始める新婚・子育て中の方、
新たに開業する方を応援します。

家を建てる方・借りる方：都市計画課 ☎ 826-1111 内線 2424
開業する方：商工観光課 ☎ 内線 7604

中心市街地に住んでみませんか？

土浦市中心市街地活性化基本計画で定められた区域内(約118.8%)の住宅建替えや住宅を購入する方、または民間賃貸住宅に住み替える新婚世帯・子育て中の世帯を対象に、住宅ローンや家賃の一部を補助します。

◇まちなか住宅建替え・購入補助◇

中心市街地エリア内の住宅を建替えまたは購入する方に、住宅ローンの一部を補助します。

補助額／住宅ローン(借入金)の3%【上限50万円】

補助回数／1物件1回限り

主な補助要件／●平成26年10月1日以降に請負契約または売買契約を結んでいる ●新築・建替え・購入のいずれか ●一戸建て住宅または分譲型共同住宅(中古住宅を含む) ●床面積50㎡以上 ●借入金の返済期間が10年以上 など

◇まちなか賃貸住宅家賃補助◇

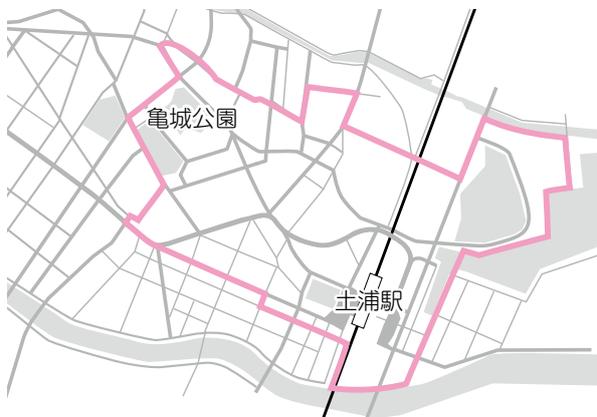
中心市街地エリア内の民間賃貸住宅に住み替える方で、新婚世帯または子育て中の世帯に家賃の一部を補助します。

補助額／1か月の家賃の1/2以内【上限2万円】

補助年数／最大3年

主な補助要件／●平成26年10月1日以降に賃貸契約を結んでいる ●市外から中心市街地エリア内への住み替え ●新婚世帯または子育て中の世帯 など

※新婚世帯…1年以内に入籍している
子育て世帯…18歳未満の子供と同居し扶養している



■中心市街地活性化基本計画で定められた区域

中央一・二丁目、大和町、有明町の一部、大手町の一部、川口一・二丁目の一部、桜町一・三・四丁目の各一部、城北町の一部、東崎町の一部、港町一丁目の一部、立田町の一部

■補助対象期間

平成26年度～30年度(5年間)

中心市街地で開業しませんか？

土浦市中心市街地活性化基本計画で定められた区域内の「空き店舗」を活用して、新たに開業する方を対象に、家賃の一部を補助します。

補助額／契約家賃(月額)の1/2以内【上限10万円】

補助期間／開業日の翌月から1年間

対象店舗／①対象区域内にあり、店舗の出入口が道路に面している1階または2階の空き店舗 ②対象区域内にあり、事務所として活用できる空き店舗

対象業種／①の対象店舗は…主に昼間営業を行う小売業・飲食業・サービス業など ②の対象店舗は…主に昼間営業を行い、常勤雇用者が2名以上在籍する事業者など

※その他、補助金の交付には「要件」がありますので、直接お問い合わせください。

